

医師会共同利用施設の定義

狭義

医師会が**設立主体**であると同時に**運営主体**であり、かつ地域の医師会員に施設、病床、医療機器を開放し、**共同利用を図る施設**

広義

狭義の概念のほかに、自治体(**公設民営**)ないし自治体と医師会の共同出資による公社、財団(**三セク**)が設立主体となり**医師会が運営している施設**の他、福祉部門についても、医師会活動の一環として、**医師会員が共同利用する施設を医師会が運営している施設**

医師会共同利用施設の形態

形態1

医師会員が診療等のため利用できる医師会共同利用施設

※医師会病院、検査・健診センター

形態2

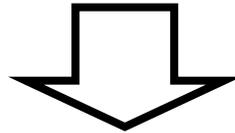
形態1以外で、主に介護施設など医師会員の診療等を支援するための医師会共同利用施設

※介護老人保健施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、ホームヘルパーステーション、介護医療院、特別養護老人ホーム、在宅医療介護連携関係

医師会共同利用施設に期待される役割

医師会共同利用施設

- ・医師会病院
- ・検査・健診センター
- ・介護保険関連施設



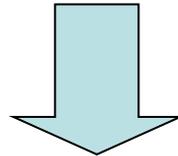
提供する医療内容

- ・地域に密着、急性期から慢性期に対応
- ・患者ニーズに応じた多様な機能
- ・入院機能を有し、多くの手術を実施
- ・専門的な医療も提供する
- ・在宅医療や介護事業の充実

医師会病院について

◎医師会病院とは

地域医師会活動の拠点として故武見太郎元医師会会長が提唱
第1号は昭和28年の栃木県下都賀郡市医師会病院



全国に66病院(2021年4月1日現在)

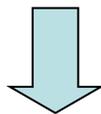
- 地域の診療所が外来機能を担い、医師会病院が高度な検査・救急・入院機能を担うことで、地域における効率的な医療提供体制を担っている
- また、開放病床では地域のかかりつけ医と病院医師との共同診療により一貫した医療提供が行われ、患者の安心につながっている
- 地域医師会が設立した医師会立病院のほか、国立病院から移譲を受けた医師会病院や、自治体が設立して運営を医師会が担う公設民営方式、第3セクター方式の病院がある

臨床検査・健診センターについて

◎医師会臨床検査センター・健診センター

医療の高度化への対応と地域医療の向上を目的とする

故武見太郎先生の提唱



会員の診療を支援する共同の検査室として開設

<施設数>

健診センター	67施設	臨床検査センター	51施設
健診検査複合体	45施設	合計	163施設

(2021年4月1日現在・医師会共同利用施設設立状況調査)

- ・かかりつけ医機能の支援
- ・高額な医療機器の共同利用

介護保険関連施設について

<施設数>

介護老人保健施設	35	特別養護老人ホーム	15
地域包括支援センター	91	居宅介護支援事業所	219
在宅介護支援センター	9	ホームヘルパーST	47
訪問看護ST(サテライトも含む)	395	介護医療院	4

(2021年4月1日現在・医師会共同利用施設設立状況調査)

- 地域医師会の共同利用施設は、地域包括ケア(医療・介護・福祉の協働)に大きく貢献している。
- 医師会共同利用施設のうち、訪問看護ステーションは最も多くの地域医師会が取り組んでいる事業である。